

南島原市総合的シティプロモーション推進事業に係る回答票(4月19日)

⑤美川憲一さんの PR 大使の任期が、令和7年3月末までということですが、今回の提案に美川憲一さんを活用したほうがよいか?またテーマの「水に流せるまち」も令和7年3月末まで継続するのか?

→活用については、各提案のよるところである。

また、テーマの「水に流せるまち」は1つの PR コンテンツであるので、活用方法は未定であるが、継続する予定である。

と質問に対する回答をいただきましたが

仮に弊社の方で美川憲一さんの活用を検討した場合、美川憲一さんの令和7年3月までのギャランティーは既に支払われており、新たに発生しないという解釈で宜しかったでしょうか?

又、提案内容について直接美川憲一さん事務所の方と連絡、確認をさせて頂いてよろしいでしょうか?

→PR 大使任命に係るギャランティーはお支払いしています。しかし、今年度の美川憲一さんを活用した事業については別途費用が発生すると思われるので、美川憲一さん事務所に確認の必要があると考えています。

また、美川憲一さん事務所との連絡・交渉などの制約はないので、通常のタレント起用と同様に各社が行えるものと考えています。